

RPS 法の細則に関する意見

件名「RPS 法の細則に関する意見」

1.氏名 正田 剛

3.職業 日本自然エネルギー株式会社 代表取締役社長

4.意見の概要

- (1) 対象エネルギーの水力について、「ダムなしで 1000kW 以下」とした考え方を明らかにすべきである。
- (2) 対象エネルギーのバイオマスのうち、廃棄物に含まれるバイオマスの定義（生ごみとプラスチックゴミの仕分け、廃タイヤなど）について、明確に示すべきである。
- (3) 設備認定について、「再生可能性が確保されていること。（例：地熱）」の基準は意味が不明確であり、削除するか明確にすべきである。
- (4) 義務履行確認について、電気販売と新エネ電気相当量の販売を分離した場合の取り扱い方（電気購入者の同意等）を明確に示すべきである。
- (5) 口座開設者の要件（義務対象者以外も口座を開設できるか等）を示すべきである。
- (6) バンキング・ボロウイングについて明確な記述を行うべきである。
- (7) 上限価格の水準、およびそのモニタリング方法等を明確に示すべきである。

5.意見および理由（本文）

- (1) これまでの新エネルギー部会において、新法の対象となる中小水力発電の定義については、新市場拡大措置検討小委員会報告書で「仮に出力 3 万 kW 以下を中小水力とした場合の見込み」が示されている程度で、ほとんど記述がみられない。形式的にダムの有無や出力をもってこれを定義すること自体に疑義があるが、少なくとも今回「ダムなしで 1000kW 以下」とした考え方について明らかにする必要がある。
- (2) バイオマスの相当部分は廃棄物起源と想定される。化石資源による廃棄物（廃プラスチック等）については明確に除外されると思われるが、例えば一般ごみに含まれる化石資源由来のごみとバイオマスをどのように区分しうるのか、さらに廃タイヤはバイオマスに含まれるのか等について、基準を示すべきである。
- (3) 「再生可能性が確保されていること。（例：地熱）」の基準は意味が不明確である。これ

が、「再生可能性が確保されている」ものの例示として地熱を挙げているのであれば、太陽光・風力といったものも同様であるため地熱のみを例示するのは不自然である。一方、地熱の一部のみを「再生可能性が確保されている」として限定的に認定するのであれば、これまでの新エネルギー部会で、地熱を特に限定することなく再生可能エネルギーとして整理されてきたことと矛盾する。以上の経緯から、地熱の一部を限定して認定するのであれば基準を示すべきであり、同時にその基準を新エネルギー部会の審議に付すべきである。

(4) 付属資料である「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の制度の概要」において、「電気販売と新エネ電気相当量の販売は一体で又は以下のように分離し別々の事業者に対して行うことが可能」と図示されているが、本文ではこれに関する基準が見当たらない。また、履行確認に際して、このような分離取引を行った場合、外形的に証明・確認できる事実は、図で言えば新エネルギー等電気発電事業者から電気事業者 A に電気が流れたことのみである。このため、「新エネ電気相当量」が電気事業者 A に販売されたのか、電気事業者 B に販売されたのかを事後的に確認することは困難であり、「新エネ電気相当量」の二重売りをめぐるトラブル等も予想される。

以上のことから、本図のように、電気事業者 B に「新エネ電気相当量」を移転する場合、電気事業者 A の承認を届け出る等のしくみが必要となる。このような取り扱いについても細則で明示すべきである。

(5) 「新エネ電気相当量」の取引に際しては、取引円滑化の観点から義務対象者以外が参加することも考えられる。さらに、単に取引仲介を行うのみでなく、自らポジションをとって「新エネ電気相当量」の売買を行うことも考えられる。このような場合、義務対象者以外の者が口座開設を届け出ることになるが、それは可能なのか。このような点を含め、口座開設者の要件を示すべきである。

(6) バンキング・ボロウイング等についてその限度量、運用方法等がまったく示されていないため、記述すべきである。

(7) 上限価格は、過大な目標設定に伴う負担の高騰、非効率なエネルギー・環境対策に歯止めをかける意味で重要である。しかし、海外諸国の RPS 制度においては、義務量の未達分について kWh に比例したペナルティを課することで、ペナルティ額＝上限価格として機能させているのに対し、新法においてそのような制度設計は見られない。その上で上限価格という概念を導入するのであれば、民間同士の個別取引について、その価格までをモニタリングする必要があると考えられるが、いかなる運用を行うのか示すべきである。

以 上